港長公示第２号

港則法第３９条第１項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第２項の規定により公示する。

令和７年７月１６日

関　門　港　長

関門港門司第１船だまり周辺海域における航泊の禁止について

関門港門司第１船だまり周辺海域において、「関門港ボート天国」の行事が実施されるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶並びに緊急用務船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

１　期　　間

令和７年７月２０日（日）午前１０時００分から午前１１時３０分まで

ただし、午前１１時３０分以前に終了した場合は、安全が確保された時間までとする。

２　区　　域（航泊禁止区域略図参照）

基点（北緯３３度５６分５５．２秒：東経１３０度５７分４４．０秒）から真方位１８０度１５０ｍの地点を結んだ線の陸側に囲まれた海域

３　備　　考

①航泊禁止期間中、現場付近に警戒船が配備される。

②航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図

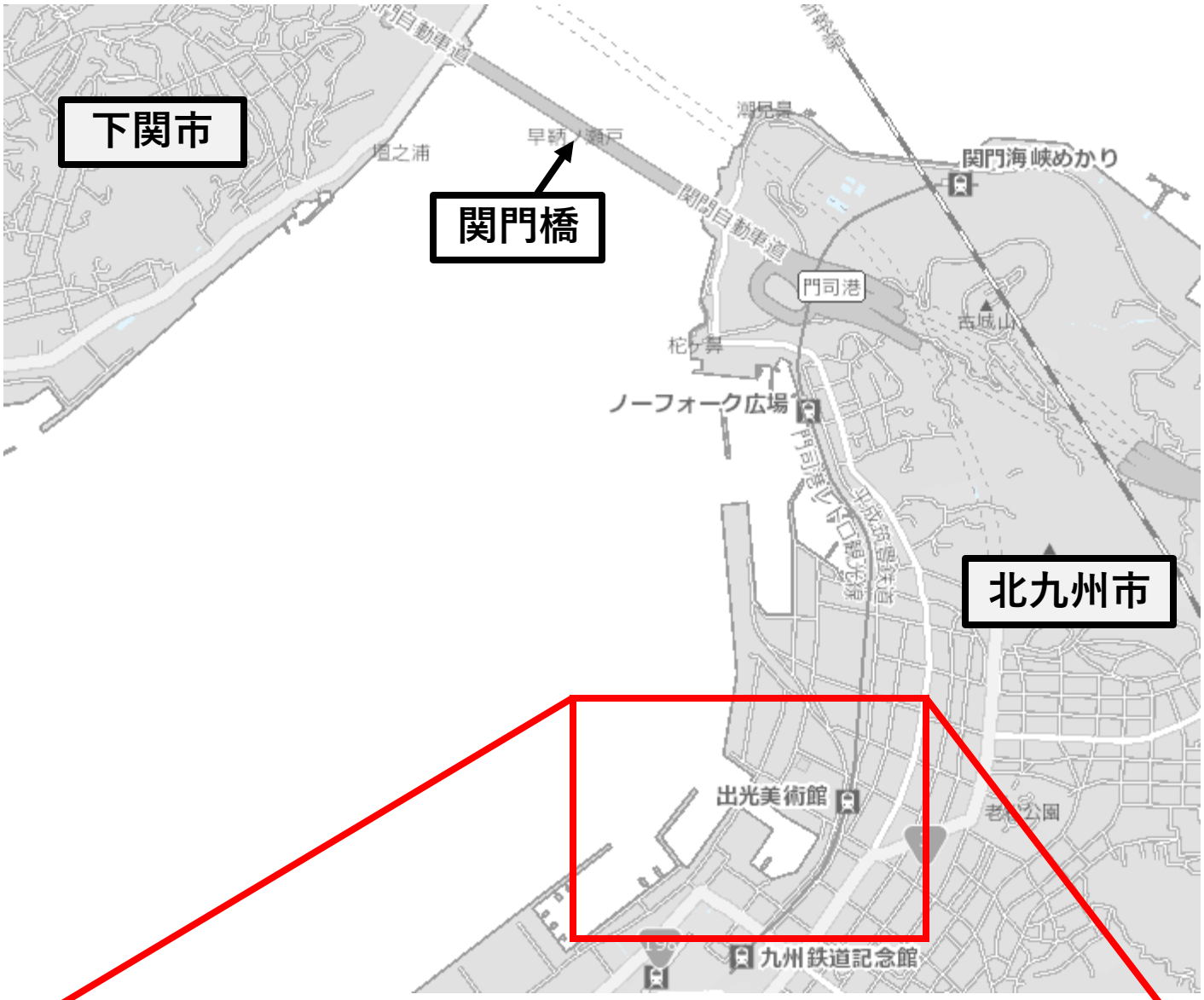
下関市
関門橋
関門海峡めかり
門司港
ノーフォーク広場
北九州市
出光美術館
九州鉄道記念館

拡大図
基点
浜町
出光美術館
港町
基点(北緯33-56-55.2:東経130-57-44.0）から
真方位180度150ｍの地点を結んだ線の陸側に
囲まれた海域